

「婚姻の自由をすべての人に訴訟」東京地裁判決を受け、同性カップルの婚姻を認めるための法整備を求める会長声明

声明の趣旨

国は、現行法上同性愛者がパートナーと家族になるための法制度が存在しないことは違憲状態に当たると認めた東京地裁判決を受け、同性カップルの婚姻を認めるための法整備を速やかに行うべきである。

声明の理由

2022年11月30日、東京地方裁判所は、同性パートナーとの婚姻を望む原告らが、同性間の婚姻を認めていない民法及び戸籍法の規定が憲法に違反するとして、国に対し立法不作為を理由とする国家賠償請求を求めた訴訟において、判決を言い渡した。

裁判所は、本判決において、同性カップルの共同生活の実態は男女の夫婦と変わらないとし、現行法上、同性愛者について、パートナーと家族になるための法制度が存在しないことは、同性愛者が自分らしく生きることへの重大な障害であり、憲法24条2項に違反する状態であると判示した。国会に対し、同性カップルがパートナーと家族になり共同生活を送ることについて法的保護や社会的承認を受けられるよう法整備を求めたことは、これまで差別や偏見を受けてきた同性愛者の尊厳を回復するものであり、高く評価できる。

一方で、本判決は、同性愛者がパートナーと家族になるための法制度は、必ずしも民法及び戸籍法が定める現行の婚姻制度に同性間の婚姻を含める方法に限られず、婚姻に類する制度を別途構築する方法を採ることもでき、立法裁量に委ねられていると判示した。

しかし、同性愛者にのみ婚姻と異なる制度を別途構築することは、同性愛者に対する差別・偏見を助長するおそれがある。また、海外では約30カ国が同性間の婚姻制

度を認めているところ、当初登録パートナーシップ制度を導入していた国の多くが、その後同性間の婚姻制度を導入している経緯を踏まえても、現在、あえて婚姻と異なる婚姻類似の制度を導入する必要性は乏しい。そのため、同性愛者にも、現行の婚姻制度を利用することを認めるべきである。

そこで、当会は、国に対し、婚姻の平等を実現するべく、同性カップルの婚姻を認めるための法整備を速やかに行うよう求めるものである。

2023年（令和5年）3月2日

千葉県弁護士会

会長 篠崎 純